

1. 件名：試験研究炉施設を対象とした重要度評価手法の整備に関する面談（2）

2. 日時：令和5年11月13日（月）10：00～11：00

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

金子統括監視指導官、小澤企画調査官、平野主任監視指導官、

石井主任監視指導官、百瀬主任監視指導官、福永原子力運転検査官

東海・大洗原子力規制事務所 福吉原子力運転検査官、松田原子力運転検査官

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 課長 他18名

（株）日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長

東芝エネルギーシステムズ（株） 原子炉技術担当部長 他1名

（国）東京大学 原子力本部 助教

（学）東京都市大学 原子力研究所 施設管理室長

（学）立教学院 立教大学原子力研究所 所長 他1名

（学）近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者

（国）京都大学 安全管理本部長 他2名

#### 5. 要旨

（1）原子力規制庁から、現在検討している試験研究炉施設の重要度評価の考え方（案）（以下「考え方（案）」という。）について、資料1に基づき説明した。また、試験研究炉施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、考え方（案）の検証を行うため、事例を選定したうえ、考え方（案）に基づき作成した評価フロー（案）を用いて試行し、その結果を踏まえた意見等の募集を依頼した。

（2）考え方（案）に対し、設置者から質問があり、原子力規制庁から現時点における考え方について回答した。主に以下のとおり。

- ・設置者から、旧基準から新基準へ移行する段階で重要安全施設ではなくなったが、多重化、多様化を求められている施設がある場合、評価の中でどう取扱うべきかの質問があり、原子力規制庁から、重要安全施設に準じて評価を行うのではないかと回答した。
- ・設置者から、事例の試行にあたり、多重化している施設のうち、1つの施設が機能を喪失した場合、当該施設が機能喪失として評価するのかの質問があり、原子力規制庁

から、それが重要安全施設であれば、評価フロー（案）の「安全機能が果たすべき性能を喪失しているか」で「NO」となると回答した。

- ・設置者から、試行する事例の選定について、安全機能の重要度分類（PS、MS）の区分から対象となる施設から選定してもよいかの質問があり、原子力規制庁から今回の評価フロー（案）では、法令要求を満たしているか否かをベースに考えていることから、いわゆる安全機能の重要度分類の考えによる区分は、今回の評価方法にすぐわないと回答した。
- ・設置者から、試行する事例の選定について、設計基準事象の範囲内でよいかの質問があり、原子力規制庁から、認識のとおりと回答した。
- ・設置者から、廃止措置中（燃料あり）の場合、試行する事例の対象となる施設はなにかの質問があり、原子力規制庁から、廃止措置計画の性能維持施設を安全施設に、仮に、法令により多重化などを求められているものがあれば、その施設は重要安全施設として取り扱うのではないかと回答した。
- ・設置者から、本日の依頼事項を明確に理解するため、依頼を文書化したもの及び回答様式を提示してほしいとの要望があり、原子力規制庁から、後日提示<sup>\*</sup>すると回答した。

※令和5年11月14日に提示

- (3) 原子力規制庁から、設置者からの意見や事例に対する試行の結果を踏まえ、必要に応じて、考え方（案）を見直したうえ、今後、詳細な事例検討を行っていきたい旨伝えた。

## 6. 配布資料

- ・資料1：試験研究用等原子炉施設の重要度評価について